農地転用手続き・書き方について

農地転用に必要な書類は、

- ①農地転用等の通知書
- ②誓約書
- ③位置図
- 4)公図
- の4点になります。

また農地転用する際には「農地転用決済金」がかかります。書類提出から3日後に納付書・証明書類が出来ますので窓口でお支払いただくか、納付書をお送りした場合は金融機関でお支払いください。

※ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

連絡先

愛知県小牧市中央一丁目346番地

木津用水土地改良区 徴収課

TEL 0568-72-3911

記入の注意点等

◎農地転用等の通知書……転用組合員…住所、氏名、印鑑(認印) 転用関係者…住所、氏名、印鑑(認印) 決済金納付者…決済金をお支払いいただく方の住所、

氏名、印鑑(認印)

以上の3項目をそれぞれ省略せず記入してください。

右下の欄に地区総代の印鑑をいただいて下さい。

- ◎誓約書…記入事項は、農地転用等の通知書と同じ。
- ◎添付図面…位置図1枚、公図1枚

(位置図は住宅地図のコピー等で、公図は法務局で取得できます。)